

北の江の島拠点施設  
(仮称) 道の駅「かもめ島」整備事業  
基本協定書(案)

令和7年2月28日  
北海道 江差町

# 北の江の島拠点施設（仮称）道の駅「かもめ島」整備事業

## 基本協定書（案）

北の江の島拠点施設（仮称）道の駅「かもめ島」整備事業（以下「本事業」という。）に関して、江差町（以下「甲」という。）と【□□□、□□□及び□□□】（以下「グループ」という。）の各構成事業者との間で以下のとおり合意し、本事業に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し、グループが受託事業者として選定されたことを確認し、甲とグループの間において、本事業に係る設計等に関する業務、建設に関する業務、工事監理に関する業務、解体及び撤去に関する業務、運営及び維持管理に関する業務等についての各契約等の締結並びに本事業の円滑な実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本的合意）

第2条 グループは、本事業に係る募集要項（本事業に関し令和7年2月28日に公表された募集要項、要求水準書、審査基準書、交付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。）に示された提示条件を遵守のうえ、甲に対し提案を行ったものであることを確認するとともに、提案の誠実な履行に努めることとする。

### （連帯責任）

第3条 グループの構成事業者は、本事業に係る事業の執行を保証するため、本事業を確実に完遂する責任を連帯して負うものとする。

### （当事者の義務）

第4条 甲及びグループは、本事業に係る「設計等業務委託契約」、「建設工事請負契約」、「工事監理委託業務契約」、「運営及び維持管理協定」等（以下、「事業契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

ただし、事業契約等の締結がなされる前にグループの構成員のいずれかに次の各号の事由が生じたときは、事業契約等を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (3) 独占禁止法第76条第2項に規定する排除措置命令等の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
- (4) グループに属する役員又は使用人その他の従業員について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) グループに属する役員又は使用人その他の従業員について、刑法（明治40年法律第45号）

第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

- (6) 本事業に係る募集要項において提示した参加資格の一部又は全部を喪失したとき。
- 2 グループは、本事業の実施に関し、グループの構成員のいずれかが前項各号のいずれかに該当したときは、事業契約等の締結又は不締結若しくは解除又は継続に関わらず、事業契約等の契約額となるべき額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する額の違約金を連帯して甲に支払わなければならない。
  - 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
  - 4 グループは、事業契約等の締結の協議に当たっては、甲及び本事業に係る事業者選定委員会の要望を最大限尊重するものとする。

(本事業の対象地及び対象業務)

第5条 本事業の対象地及び対象業務は、募集要項等に示したとおりとする。

(業務の委託等)

- 第6条 甲は、本事業に関する各業務を、別紙に記載の役割に従い、事業契約等の締結が必要なものについては委託させ、又は請け負わせるものとする。
- 2 グループの各構成企業は、事前に書面による甲の承諾を受けた場合は、本事業に自らの100パーセント子会社（以下「子会社」という。）を従事させることができる。この場合において本事業に関する子会社の全ての行為について、当該子会社を従事させたグループの構成企業は全責任を負うものとする。

(協議会の設置)

- 第7条 グループは、本協定締結後速やかに、本事業で整備する北の江の島拠点施設（以下「本施設」という。）の運営上の諸問題の解決、本施設の魅力向上等についての協議、実施、情報共有化等を図り、本施設の効率的かつ円滑な運営と地域の活性化を図るため、「(仮称)北の江の島拠点施設活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の構成員は、甲及びグループの協議により決定するものとする。
  - 3 本施設の運営及び維持管理を行う構成員（子会社を含む。）は、甲及び協議会と定期的に協議を行うこととする。ただし、甲及び協議会の申し出により、随時開催できるものとする。

(運営及び維持管理)

- 第8条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、本施設の運営及び維持管理を行う構成員（子会社を含む。）を指定管理者として指定し、グループは本施設の運営及び維持管理を行う。
- 2 指定管理に関する協定書、仕様書、管理区分及びリスク分担については、別途協議するものとする。

(準備行為)

- 第9条 グループは、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、甲は、必要かつ可能な範囲でグループに対して協力するものとする。

(事業所等の設置)

第10条 グループの代表者は、本協定締結後、本施設の開設までに町内に本店、支店、事業所

等を設置するものとし、設置後速やかに商業登記簿謄本及び定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。本協定締結前に、事業所等を設置している場合は、商業登記簿謄本及び定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。

(事業契約等の不成立)

第11条 甲及びグループのいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲とグループが事業契約等の締結に至らなかったときは、既に甲とグループが本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(秘密保持)

第12条 甲及びグループは、本協定に関する事項につき、相手方の事前の書面による同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、江差町情報公開条例（平成13年3月21日江差町条例第1号）その他の法令又は裁判所若しくは政府機関の強制力を伴う命令、要求若しくは要請等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から別紙の各事業契約等に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約等が締結できない場合には、事業契約等の締結に至る可能性がないと甲が判断してグループに通知した日をもって、本協定の有効期間を終了するものとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条及び第12条の規定は存続するものとする。

(協定の変更)

第14条 本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及びグループが協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定について訴訟等が生じたときは、函館地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書口通を作成し、甲及びグループは、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年□月□日

北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1  
江差町  
江差町長 照井 誉之介

企業グループ(代表企業)

[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者名]

(構成企業)

[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者名]

(構成企業)

[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者名]

(構成企業)

[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者名]

(構成企業)

[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者名]

別紙1 本事業に関する役割

1 本施設の開業までの役割は以下のとおりとする。

役割	構成員
募集要項等に示す設計等に関する業務 募集要項等に示す工事監理に関する業務	[所在地]
	[商号又は名称]
募集要項等に示す建設工事	[所在地]
	[商号又は名称]
	[所在地]
	[商号又は名称]
	[所在地]
	[商号又は名称]

2 本施設の開業後の役割は以下のとおりとする。

役割	構成員
募集要項等に示す運営に関する業務	[所在地]
	[商号又は名称]
	[所在地]
募集要項等に示す維持管理に関する業務	[商号又は名称]
	[所在地]
	[商号又は名称]